

栃木市市民会議 会議要旨

会 議 名：全体会

日 時：令和 8 年 5 月 2 1 日（木） 午後 7 時から午後 7 時 3 5 分まで

会 場：市役所 正庁

出席者数：委員 3 1 名 事務局：1 0 名

1 開会

2 あいさつ

（琴寄市長）

栃木市市民会議にご出席いただき、感謝申し上げます。

また、日頃から、市政運営に対して、ご理解とご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

市民会議は、平成 25 年 10 月に第 1 回目の会議が開催され、今回で 41 回目の開催となる。

これまで、市民会議では、栃木市自治基本条例第 44 条第 1 項の規定に基づき、自治基本条例の見直しに関する提言や、総合計画の進捗を検証する行政評価を行うなど、着実な成果を残していただいております、委員の皆様のご尽力に改めて感謝を申し上げます。

今後も、委員の皆様によるご意見を栃木市のまちづくりに反映し、市民が中心のまちづくりを実現していきたいと考えているので、引き続きご理解とご協力をいただこう、お願いしたい。

結びに、本日の会議が充実したものとなるようにご祈念申し上げます。

（三橋会長）

市民会議は総合計画部会と自治基本条例部会の 2 つの部会があり、委員のみなさんにはどちらかの部会に参加いただくとともに、全体会にも参加いただくこととなる。

昨年度、自治基本条例部会で検討いただいた自治基本条例の見直しに関する報告書については、本日の全体会でご報告いただく。また、7 月から 8 月にかけて総合計画部会で行う総合計画の評価に関しては、9 月の全体会でご報告いただくという年間スケジュールになる。

市民の声が栃木市政に届く重要な機会であるので、限られた時間ではあるが自由にご意見いただきたく、よろしくお願いしたい。

3 議事

（1）令和 8 年度のスケジュールについて

事務局から資料に沿って説明

質疑応答

なし

(2) 栃木市自治基本条例の見直しに関する報告書（案）について

赤羽根部会長から資料に沿って説明

質疑応答

委員：3 ページの④第 22 条（情報公開）関係について、SNS 等と記載されているが、市として認めている SNS が何かを明示した方がよいのではないかとどこかに具体的な SNS 名が書かれているのか。

事務局：市としては、公式 SNS として、X、facebook、LINE 等を活用しているが、今後も新しい SNS ができる可能性があることから、逐条解説中に明示することは想定していない。

会長：市の公式ホームページに SNS の例示はあるのか。

事務局：市として情報発信している公式 SNS は、X、facebook、LINE 等であることを、栃木市公式ホームページや広報とちぎで案内している。

本案により報告することで了承

4 その他

全体会終了後それぞれの部会に分かれて、部会を開催する旨説明。

次回の市民会議は、9 月 29 日（火）開催予定。

5 閉会